

- 1 強力な投資優遇制度
- 2 豊富な労働力
- 3 世界3位の英語人口
- 4 安定した経済成長
- 5 優秀な人材を
安価で雇用可能
- 6 日本から近い
地理的優位性

フィリピン事業進出サポートサービス

フィリピン事業進出に必要なA to Z をワンストップでサポート



1. 強力な投資優遇制度

4～8年の法人税免除 輸入資材、部品などの関税免除、法人税免除後、粗利益5%の特別税など...



[続きを読む](#)

2. 豊富な労働力

人口1億人突破。平均年齢23歳。
国連の発表によると人口ボーナスのピークは2045年頃になると予想されている。...



[続きを読む](#)

3. 世界3位の英語人口

フィリピンでは英語が広く共通語として使われており、アメリカ・イギリスに次いで世界で3番目に英語を話す人口が多い国です。（出所：フィリピン政府観光省）...



[続きを読む](#)

4. 安定した経済成長

2013年の経済成長率は7%
中国に次いでアジア第2位でした。
またIMFの2014年成長見通しでは東南アジアで唯一上方修正され、堅調さが光ります。...



[続きを読む](#)

5. 優秀な人材を安価で雇用可能

マニラ首都圏（NCR）の最低賃金は、約1,100円（466PHP）。
マネージャークラスの職歴保有者やプログラマー、エンジニアでも安価で雇用できるのが大きな魅力です。...



[続きを読む](#)

6. 日本から近い地理的優位性

マニラ首都圏（NCR）の最低賃金は、
約1,100円（466PHP）。
マネージャークラスの職歴保有者やプログラマー、エンジニアでも安価で雇用できるのが大きな魅力です。...



[続きを読む](#)

フィリピンの概要 (出典：外務省ホームページ)



正式名称 フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)

面積 299,404平方キロメートル (日本の約80%) 7109の島がある

人口 約9401万人 (2010年推定値、フィリピン国勢調査)

首都 マニラ (首都圏人口 約1155万人)

民族 マレー系が主体。他に中国系、スペイン系及びこれらと混血並びに少数民族。

言語 国語はフィリピノ語、公用語はフィリピノ語及び英語。80前後の言語がある。

宗教 ASEAN唯一のキリスト教国。国民の83%がカトリック、その他キリスト教が10%。イスラム教は5% (ミンダナオではイスラム教徒が人口の2割以上)。

平均寿命 男性69.5歳、女性73.9歳 (フィリピン国家統計局)

識字率 95.6% (2008年調査フィリピン国家統計局)

GDP 2504億ドル (2012年)

経済成長率 6.8% (2012年)



フィリピン進出の魅力とは？



1. 強力な投資優遇制度 (PEZA / BOI 特典)

4～8年の法人税免税や輸入資材、部品などの関税免除など 大きな優遇が用意されています！

PEZA 認定企業に対する優遇措置

登録資格

基本的に輸出企業であることが前提且つ生産品の70%以上を輸出していれば優遇措置の対象となる。

(その他様々な要件があります)

優遇内容

- **4～8年間の法人所得税が免除**
- **法人所得税免除後**、全ての中央・地方税に代わる特別税として**粗利益税5%の優遇特別税率が適用**
- **輸入資本財、部品、原材料の関税、埠頭税、輸出税、手数料等の免除**
- 国内で調達された資本財に対する税額控除
- 労賃の増加分に対する追加控除
- 社員の研修など人材育成費用の税控除
- 純営業損失の繰越等大統領令66号による特典
- 外国人投資家とその家族に対する永住権の付与
- 外国人の雇用
- 中央銀行の承認なしに国外への利益送金可能
- 100%外国資本企業の認可

PEZA として認定される業種

1. 製造業(加工業) 4年から8年無税からその後5% 課税 関税、VAT 無税
2. IT 企業 4年から8年無税からその後5% 課税 関税、VAT 無税
3. 倉庫業 30% 課税 関税、VAT 無税
4. アグロインダストリー (農産、海産物の加工) 製造業と同じ 優遇措置
5. メデカル ツーリズム 最初から5% 課税 その他は製造業と同じ
6. リタイアメント ビレジ 最初から5% 課税 その他は製造業と同じ
7. 1. から6. までの開発会社 最初から5% 課税 その他は製造業と同じ

BOI 登録企業に対する優遇措置

登録資格

基本的に輸出企業であることが前提且つ生産品の70%以上を輸出していれば優遇措置の対象となる。

(その他様々な要件があります)

優遇内容

1. 法人所得税の免除 (Income Tax Holiday)

- (1) 新設企業でパイオニア企業(注2) : 8年間(創業時から最長で)
非パイオニア企業 : 6年間(創業時から最長で)
- (2) 拡張案件 : 3年間(法人所得税免除は販売額(量)の増加分にのみ適用)
- (3) 低開発地域での新規、拡張投資 : 6年間
* 5年間、資本設備や予備部品に係る関税率低減

2. その他の優遇措置

- (1) 外国人の雇用 : (登録後5年間、社長、部長、会計担当者の他に、監督、技術指導のための外国人の雇用を認める)
- (2) 通関手続きの簡素化。
- (3) 委託機器の輸入

注1)

IPP は、BOI が原案を作成し大統領府が承認して毎年発表するもので、フィリピンにおける全ての投資促進窓口の投資優遇策付与の基本となっている。

注2)

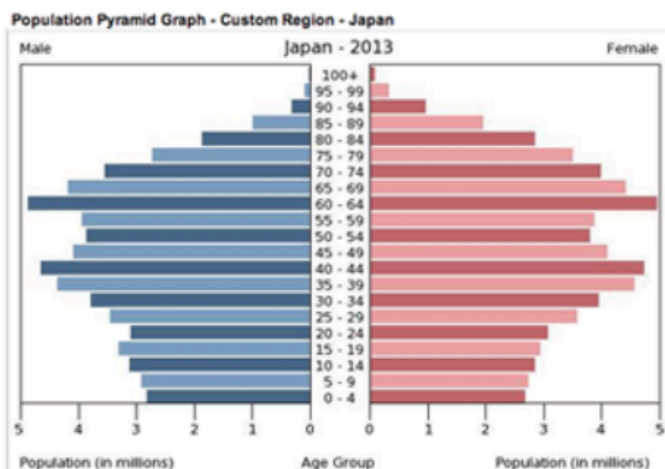
IT 分野の投資企業がパイオニア企業指定を受けるためには、1) 前例のない技術を採用する、2) ソフトウェア開発分野で革新的な技術を導入する、3) 最初の1年間の投資額が250万米ドル以上のプロジェクトという3つの条件のうちいずれかを満たす必要がある。(出所 : 2004 IPP)

フィリピン進出の魅力とは？

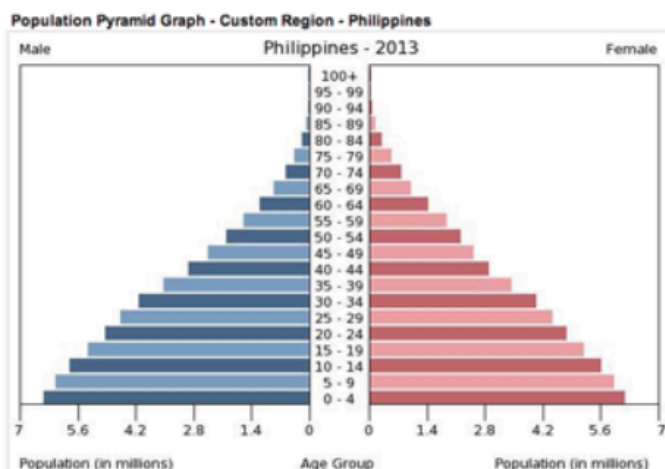


2. 豊富な労働力

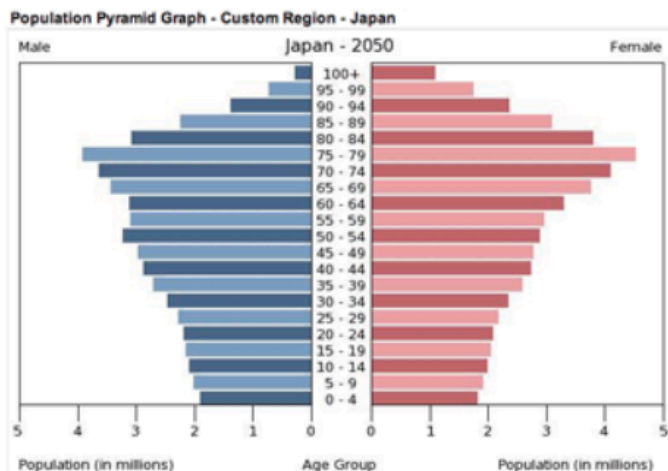
日本の人口動態（2013 年）



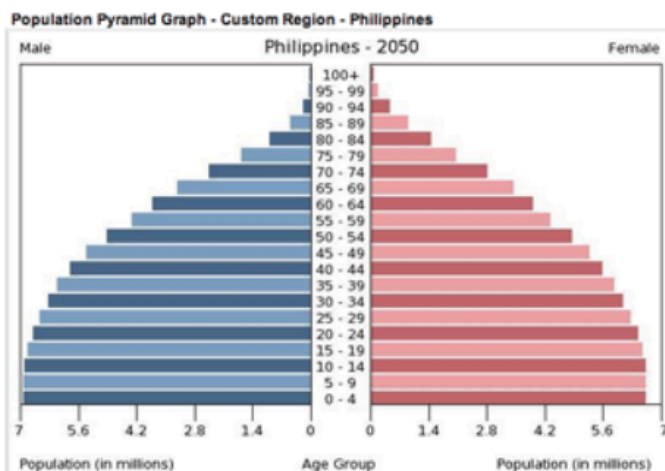
フィリピンの人口動態（2013 年）



日本の人口動態（2050 年）

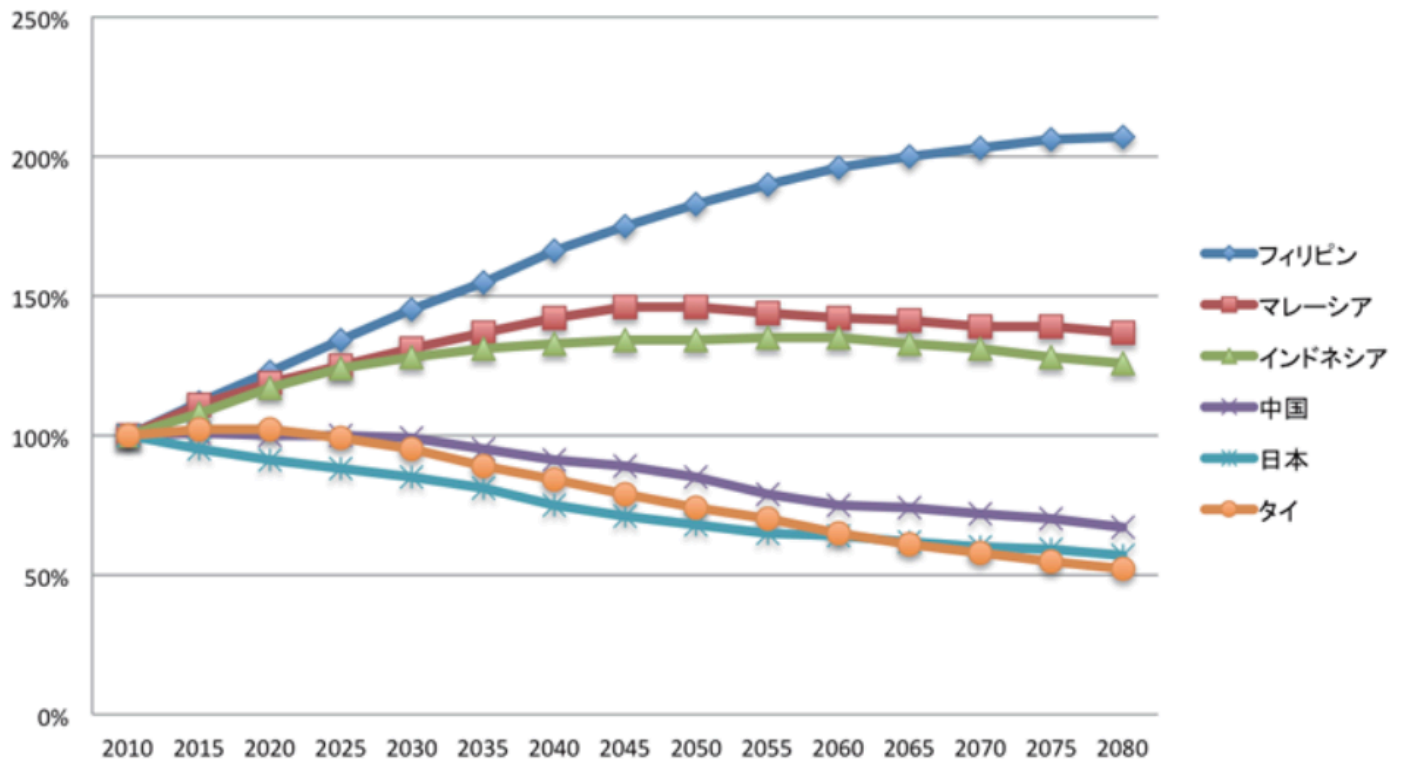


フィリピンの人口動態（2050 年）



出所：国連(World Population Prospects : The 2012 Revision)

アジア主要国「労働人口（15～64歳）推移予測」



出所：国連(World Population Prospects : The 2012 Revision)

フィリピン進出の魅力とは？



3. 世界3位の英語人口

フィリピンでは英語が広く共通語として使われており、アメリカ・イギリスに次いで世界で3番目に英語を話す人口が多い国です（出典：フィリピン観光省日本語版ホームページ）

ハリウッド映画も吹き替え、字幕なしで放映されるほど英語は日常の言語として用いられており、その高い英語力から英語圏中心にOFW(Overseas Filipino Worker)と言われるいわゆる「出稼ぎ労働者」が国民の1割ほどを占め、GDPの10%程度の資産を生み出している。

またBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシングとは、企業の業務プロセスの一部を外部の専門業者などに委託すること）がフィリピンの中心産業であり、フィリピンではすでにAT&T、デル、シティバンクといった名

だたる企業が24時間対応のコールセンターを構えており、マニラのオフィス街では文字どおり不夜城のごとく稼働するコールセンターが増え続けている。



豊富な英語人口が支える世界トップシェアを誇るBPO ビジネス

英語人口の多いフィリピンは、英語圏のコールセンターや財務会計業務をアウトソーシングで受託するBPOビジネスが基幹産業

となっている。そしてフィリピンは、ボイスサービス（コールセンター）のBPOシェアにおいて、2010年インドを抜いて

シェア世界一位※1となり、ノンボイスのBPOサービス（主に財務会計や給与計算、人事関連業務）でも世界2位のシェアを誇ります。

米国カリフォルニア州にあるGlobal English 社は、同社のクライアント企業がグローバルに展開している拠点156 カ国における108,000 人の従業員を対象に、ビジネス英語スキルに関するアンケートを実施している。これを基にBusiness English Index（ビジネス英語指数）として10 段階で評価したものを BEI Scale と呼び、国別に能力比較を行っている。目安としては1 ～ 3 が初心者、9 ～ 10 がネイティブ・レベルである。



この報告書の2012 年度版では、フィリピンのスコアは7.11 と世界第1 位にランキングされており、2011 年から独走状態にある。フィリピンの後にはノルウェー、エストニア、セルビアなど、北欧や東欧の国々が6 点台半ばで続くことから、フィリピンは突出しているといっても過言ではない。オーストラリアやカナダ、シンガポールでさえ、その順位はこれらヨーロッパの国々のさらに後塵を拝している。

そして、米国に至っては2011 年の6.90 から2012 年は5.09 へと暴落している。これは、グローバル人材が世界規模で流動化しているなか、かならずしもビジネス英語能力の高い人材が米国に流入しているわけではない現実を浮き彫りにしているのではないかと考えられる。

ビジネスの世界で通用する英語をを習得していることが、英語を意味のあるコミュニケーション・ツールとして使いこなしていると考える

ビジネス・パーソンの場合、このビジネス英語における能力比較は大きな意味を持つ。フィリピンはまさに人材の宝庫なのである。

ちなみに、日本のスコアは3.40 と初級レベルに属し、韓国の5.24 に大きく差をつけられ、アジア圏では最低水準である。

※ 1

Vikas Bajaj “A New Capital of Call Centers,” New York Times. 25 Nov 2011

<http://www.nytimes.com/2011/11/26/business/philippines-overtakes-india-as-hub-of-call-centers.html?pagewanted=all>(accessed 16th Apr 2013)

フィリピン進出の魅力とは？



4. 安定した経済成長

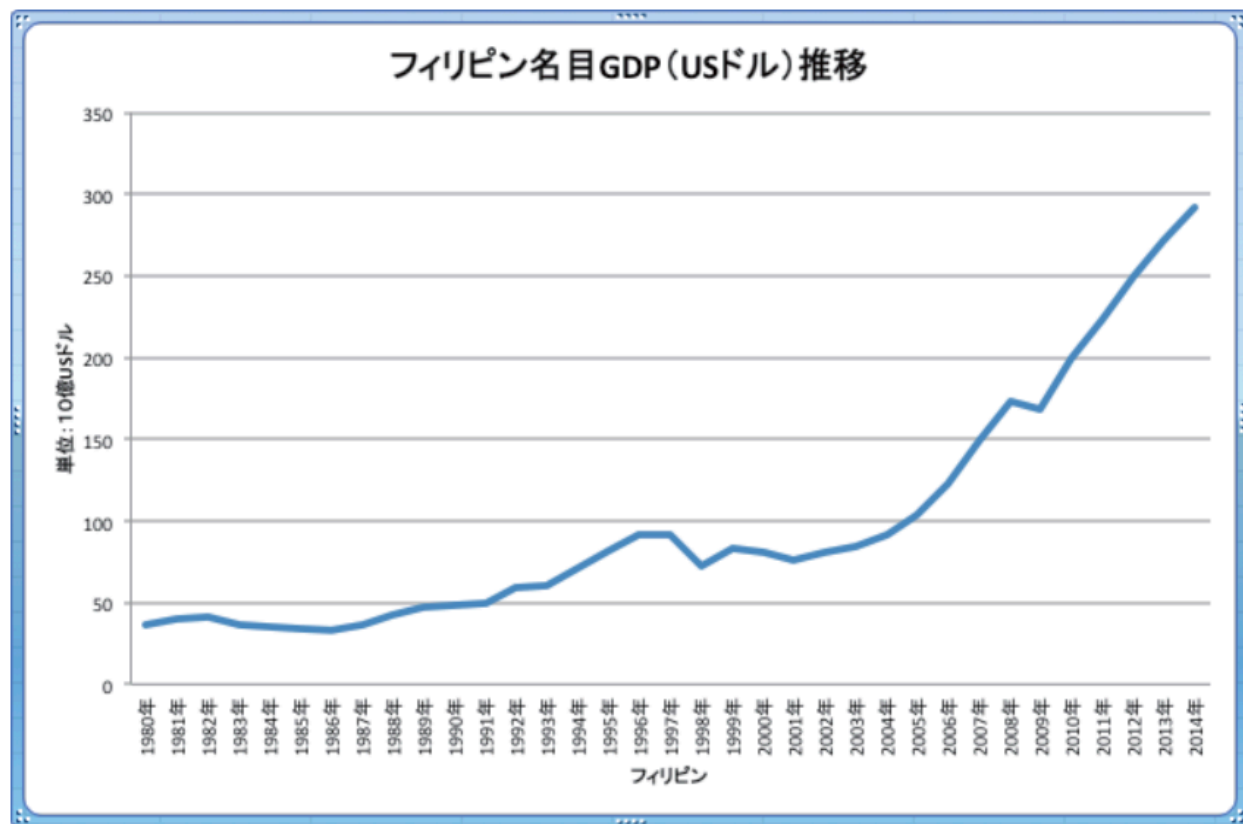
フィリピン、13 年実質GDP伸び率7.2% 政府予想上回る

フィリピン国家統計調整委員会（NSCB）は1 月30 日、2013 年第4 四半期および2013 年通年の経済実績を発表した。

これによると、第4 四半期の実質GDP 成長率は、台風30 号の影響もあり、前年同期比で0.6 ポイント低下し、6.5%となった。

しかし、通年の成長率は7.2%と7%台を達成した。

出所：フィリピン国家統計調整委員会（NSCB） 2014/1/30



フィリピン進出の魅力とは？



5. 優秀な人材を安価で雇用可能

公用語として英語を用いていることからわかるように、
アジアにおいてとりわけ英語のスキルが高い国、それがフィリピンです。

アジア最大の英語圏、フィリピン！

フィリピン観光省のホームページを見ると、フィリピンは現在、世界で3番目に英語を話す人口が多い国であると説明されています。これは、英語を公用語としている国の中で、人口がとりわけ多い国にあてはまるので、国民の約9割が英語を話すとされるフィリピンはアジア最大の英語圏である。

高い失業率&若い労働力がこれからも増えていくフィリピン！

ビジネス英語能力が高く、またコミュニケーション能力が高い人材が豊富なフィリピンでは、雇用と被雇用に対する需要と供給のバランスが決して合っているわけではない。まだまだ需要の方が供給を上回っている。

生産年齢人口（15歳から64歳）と呼ばれるいわゆる労働者人口は国連統計ならびに推測値でみると、2050年まで増加傾向にあり、全体の人口に占める割合も50%以上を占める推測値になっている。これは高齢者社会にはまだ転化しないこと示しており、現在よりもさらにフィリピン国内全体での若い労働力の増加が見込めるということである。フィリピンの最低賃金は地域によってかなり変わりますが、だいたい日本円にして2万円から3万円程度というところだ。最低賃金自体はタイに近く、1万5000円前後と言われるベトナムやインドネシアと比べるとちょっと高いです。



しかし、それでもなぜフィリピンなのか。最低賃金自体はそう安くないのに、なぜ人件費が安いかというと、ひとつは社会保険などの福利厚生費が安いこと、それと賃金上昇率が低いことが挙げられます。例えばここ2年ほど、ベトナムやインドネシアでは毎年20%を超える割合で最低賃金が上昇しています。また、最低賃金で採用すること自体が難しく、ちょっと賃金を割増にしたり、食事代を企業が肩代わりしたりするような最低賃金プラスアルファが必要になってきているようです。それに対し、フィリピンは毎年5%以下の賃金上昇率と言われています。

その最大の理由は、フィリピン国内の失業率の高さです。現在でも年平均7%程度の失業率で推移しており、これらの失業者需要が賃金上昇に一定の歯止めをかけていることは否めません。多くの日本人にとって障壁となる言語の壁を持たず、活躍してくれるであろう人材が安価で雇用できることは進出する企業にとってはかなり魅力である。

フィリピン進出の魅力とは？

6. 日本から近い地理的優位性

東南アジアという響きだけで、
フィリピンと日本の距離感を掴みきれていない人もかなりいると思いますが、
英語圏で日本から比較的遠くない距離に位置しているのがフィリピンなのです。
その一例をご紹介します。

4 時間で到着！フィリピンは思っているよりも近い！

東京からフィリピンのマニラまでの直線距離は、2995 km。

もし、東京からマニラまで車で休まず走れば約30 時間（時速100km で走行）。

さらに言えば、日本の最西端与那国島からフィリピンの最北端イアミ島まで約480km。

なんと東京- 大阪間の距離よりも短い。

東京からマニラまで飛行時間は3 時間44 分（時速805km で飛行）であり、朝の便で出発すれば、午後はもうマニラでコーヒースタンプが楽しめるほど、フィリピンは日本から近い。



この地理的優位性が日本にとっては大きなプラスとなる。

ビジネスを始めるにあたって、日本から出張で海外に行くとなれば、誰もが大変な思いをするに違いない。

しかし、時差も1時間のみで、4時間ほどで到着できる場所に海外拠点を持つとなればどうだろうか。

時差の関係で昼夜逆転する国に拠点を構えた場合、不測の事態は日本時間の深夜でも起こりうるリスクであるが、日本オフィスとほぼ労働時間帯が変わらないようにも設定できるフィリピン拠点は、きっと仕事の効率アップにつながるだろう。

東南アジアの中心的存在でもあるフィリピン！

日本まで最短3時間30分で到着できるだけでなく、その他のアジア諸国にも4時間前後で到着できることは大きなメリットになります。また、すべての東南アジアに4時間程度で到着できるのはフィリピンであり、まさに東南アジア域内の中心に位置し、ハブ的役割を担えるのがフィリピンなのです。これにともない、他の東南アジア諸国企業との打ち合わせや契約、輸出入等もスムーズに行うことができるでしょう。



その最大の理由は、フィリピン国内の失業率の高さです。現在でも年平均7%程度の失業率で推移しており、これらの失業者需要が賃金上昇に一定の歯止めをかけていることは否めません。多くの日本人にとって障壁となる言語の壁を持たず、活躍してくれるであろう人材が安価で雇用できることは進出する企業にとってはかなり魅力である。

投資優遇制度の活用

投資委員会 (BOI : Board of Investment)

概要

毎年発表される投資優先計画 (IPP : Investments Priorities Plan) で指定された業種や事業に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。

2013年版IPPは、2013年11月13日に発行された。

2014年版は2014年3月末時点で未だ発行されていないため、2013年版が有効である。

1. 投資奨励事業分野

2013年度投資優先計画 (IPP) では、2012年版と同様の以下の13の優先投資分野が定められている。

1. 農業および農業ビジネス・漁業
2. 創造産業・知的サービス
3. 造船
4. 大規模集合住宅建設
5. 鉄鋼
6. エネルギー
7. インフラストラクチャー (PPPを含む)
8. 研究開発
9. グリーンプロジェクト
10. 自動車 (電気自動車を含む)
11. 戦略的プロジェクト
12. 病院・医療サービス
13. 災害防止、緩和、復旧



2. 特殊な法律により対象となる分野

植林（大統領令705号）、鉱物の採掘・加工（共和国法7942号）、書籍・教科書の発行（共和国法8047号）、石油製品の精製・備蓄・搬送（共和国法8479号）、廃棄物環境処理（共和国法9003号）、水質汚濁防止（共和国法9275号）、身体障害者自立支援（共和国法7277号）、再生エネルギー（共和国法9513号）、観光産業（共和国法9593号）

3. その他の分野

輸出関連事業、ミンダナオ島イスラム教徒自治区での各種事業

投資委員会（BOI）登録企業に対する優遇措置

概要

オムニバス投資法（行政令226号(EO226)）に基づいて投資委員会（BOI）に登録した企業は以下のような優遇措置が適用される。

(ア) 法人所得税の免除（ITH）

新規登録企業で法人所得税が全額免除されるのは、パイオニア企業については事業開始から6年間、非パイオニア企業については4年間である。

特定の条件下で延長できるのがITHであるが、合計期間を8年以上とすることはできない。登録後に事業を拡大する場合は、BOIが設ける条件を前提に3年間、その拡大規模に比例したITHを受けることができる。

パイオニア企業とは、以下に従事する登録済み企業を言う。

- a. フィリピンで現在まで商業生産されたことのない財または原材料の生産
- b. 商品の生産にフィリピンでは実績のない新規の設計、製法または工程の利用
- c. 農業、林業、鉱業および/またはそれらに関連するサービス業
- d. 非在来エネルギー源を利用する設備の製造または非在来燃料の生産
- e. 生産、製造、加工における石炭などの非在来燃料またはエネルギー源の利用、もしくはそれらの燃料への転換

(イ) 労務費に関する追加控除

登録企業は、資本設備額に対する労働者数比率がBOIの定める所定の比率を上回る場合、登録から最初の5年間、直接労働の増加に対応する労務費の50%を、課税所得から追加控除することができる。

(ウ) 委託生産設備の無制限使用

(エ) 登録から5年間（延長可）の監督者、技術者または顧問としての外国人の雇用

(オ) 登録日から10年間を限度とした繁殖用家畜および遺伝学的材料の免税輸入

(力) 登録日から10年間を限度とした国産の繁殖用家畜および遺伝学的材料の税額控除

(それらの繁殖用家畜および遺伝学的材料が輸入されていたなら課されたであろう 関税などの金額の100%相当分)

(キ) 輸出製品およびその構成部品の製造、加工または生産に使われる原材料、供給品、半製品の国内諸税相当額 を免除

(ク) 保税工場・倉庫の利用

(ケ) 埠頭税、輸出税、課徴金などの免除

(コ) 通関手続きの簡略化

登録要件

BOI登録企業となるには以下の要件を満たす必要がある。

(ア) 所有形態に関する要件

株式会社の場合はフィリピン法にもとづいて設立され、議決権を有する株式の最低 60% をフィリピン人が所有していること。ただし、憲法または他のフィリピン法がフィリピン人またはフィリピン人が所有・支配する法人のために留保している活動領域以外のパイオニア・プロジェクトに従事することを投資家が提案する場合、または、生産品の最低70%を輸出する場合はこれらの限りではない。

(イ) 事業形態に関する要件

下記の条件のうちいずれか一つは満たさねばならない。

1. 現行IPPリストに申請プロジェクトに記載されていること、記載されていないプロジェクトの場合は、生産品の原則50%以上が輸出向けであること
2. 生産者から輸出商品を購入し、輸出業務に従事すること、もしくはそれを計画していること
3. 技術サービス、専門サービス、その他のサービスの提供に従事していること、もしくはそれを計画していること、または、国産の映画、テレビ番組、音楽ソフトの直接もしくは登録業者を通じての間接輸出に従事していること、もしくはそれを計画していること

(ウ) 資質に関する要件

申請者が健全かつ効率的に活動する能力およびフィリピンの発展に貢献する能力を有すること

関係法令

・ BOI登録企業への関税減免措置について

2012年3月29日発布の大統領令（EO：Executive Order）第70号により、BOI登録企業について、特定の品目、設備機器、部品、付属品の輸入関税率が0%に引き下げられた。これは5年間有効である。

概要

フィリピン各地に位置する公営、および民営の輸出加工区 (ECOZONE) に投資する企業に対し各種優遇措置を付与している。

PEZA法 (共和国法7916号) に基づくPEZA登録企業に対する優遇措置

概要

フィリピン経済区庁 (PEZA) はいくつかの輸出加工区 (エコゾーン) を設けている。これは、産業を都市以外の地域に誘致し、そこで雇用を創出するためである。企業は、以下のようなタイプの事業者として登録できる。

(ア) 輸出企業

製品の製造、組立または加工に従事し、原則としてその100%を輸出する事業者。

(ただしPEZAは輸出比率については柔軟性をもって対応しており、30%までの国内売りを認める場合がある。)

(イ) パイオニア企業

次の事業に従事する企業。

1. フィリピンで商業生産されていない製品の製造
2. フィリピンで実績のない新規の商品を製造するための設計、製法、方法、工程、システムの利用
3. 非在来燃料の利用
4. BOIが毎年発行する投資優先計画 (IPP) のもとでパイオニア企業の資格を与えられた事業

(ウ) 自由貿易企業

免税貿易区内で物品の輸入に従事し、即時積み替え、または、保管、再梱包、選別、混合、操作およびその後の輸出が輸入の目的である事業者。

(エ) 公益企業

エコゾーン内で光熱・動力などの公益サービスを提供する事業者。

(オ) 施設企業

エコゾーンの開発、運営および維持のための建物、構築物、倉庫などの施設を提供する事業者。

(カ) 開発・運営事業者

エコゾーンおよびその関連施設を開発、運営、維持する事業者で、PEZA自体または地方政府機関を含む。

(キ) サービス企業

エコゾーン内で通関、輸送、梱包、コンサルタントなどのサービスに従事する企業。

(ケ) 情報技術（IT）パーク開発・運営企業

最低 5 ヘクタールの面積を有することを義務づけられ、IT関連のPEZA登録活動のための場所を提供するIT団地を開発、運営、維持する事業者。ITとは、以下のようなコンピュータ、マルチメディア、通信、エレクトロニクスおよびそれら複合分野を含んだ情報の加工・伝達に関係する多様な技術の総称である。

1. ビジネス、電子商取引、教育、娯楽のためのソフトウェア開発
2. マルチメディアまたはインターネットのためのコンテンツ開発
3. ハードウェア設計、プロトタイプ生産およびその関連活動
4. 以下を含めた知識とコンピュータに基づいたサポート・サービス
 - ・ 地域規模/世界規模のソフトウェア・サポート
 - ・ データの暗号化/変換
 - ・ インターネットの促進
 - ・ システム・インテグレーション
 - ・ プロジェクト・インプルメンテーション
 - ・ ITコンサルタント
 - ・ コールセンター
5. 研究開発サービス
6. PEZAが特定・承認する他のIT関連/コンピュータベースのサービス/活動
7. マニラ首都圏外のIT団地のための製造施設。

(コ) ITサービス輸出企業およびIT関連製品の輸出企業

(サ) ITパーク施設/公益企業

優遇措置

PEZAに基づくエコゾーン企業の優遇措置は、下記のように事業形態によって異なる。

(ア) 輸出企業および自由貿易企業に対する優遇措置

エコゾーン輸出企業およびエコゾーン自由貿易企業は、一定の条件および制限を前提として、以下のような優遇措置の適用を受けることができる。

1. 法人所得税の免除（ITH）

当該の事業が、拡大事業か（3 年 ITH）、非パイオニア事業か（4 年 ITH）、パイオニア事業か（6 年 ITH）により、期間は3年から6年。特定の事業が非パイオニア事業あるいはパイオニア事業としての資格を与えられるかどうかは、当該年度の投資優先計画（IPP）またはPEZAが設ける他の基準による。

2. 特別税の適用

当該企業のITHの満了をもって総所得（エコゾーン内における事業活動からの総売上から販売割引、返品、値引き、営業費用、直接費用を差し引き、管理費および雑損を控除する前）の5%の特別所得税率。この課税は国および地方の一切の課税に代わる

3. 関税などの免税

販売、保管、分解、再梱包、組立、設置、選別、クリーニング、等級分け、加工、操作、製造、外国商品もしくは国内商品との混合などを目的として、エコゾーン制限区域（ECOZONE Restricted Area）に持ち込んだ一切の種類の商品、原材料、供給品、機械、スペアパーツ、製作物は、一切の関税、内国歳入税および地方税を免除される。

4. 登録済み輸出製品の輸出に対する、または、エコゾーン自由貿易企業の場合はエコゾーン施設を通じて積み替えられる外国商品に対する、埠頭税、輸出税、賦課金または料金の免除。

5. 技能労働または未熟練労働の開発、あるいは管理職の開発プログラムで生じた訓練費の最低半額相当の追加税額控除

6. 国産資本設備に対する税額控除

機械、設備、備品類に関して、それらの品目が輸入されていたなら免除されていたであろう関税その他の国税額の100%相当額を税額控除。

7. 繁殖用家畜および遺伝学的材料の免税輸入

8. 繁殖用家畜および遺伝学的材料に関する税額控除

9. 直接労働の増加に対応する労務費の50%に相当する、労務費の追加控除

（当該輸出企業または自由貿易企業が、登録から5年にわたり低開発区域に立地する場合は100%）

10. 委託設備の無制限使用

11. 税関手続きの簡略化

(イ) 開発・運営事業者、施設企業、公益企業、観光関連企業に対する優遇措置

1. 国税、地方税および免許の免除（代わって、エコゾーン内の一切の事業からの総所得が5%の特別税の課税対象とされる）
2. 訓練費の半額に相当する額の追加税額控除。
3. BOT法の優遇措置の適用
4. PEZAが下す決定または定める条件に従って、EO226（オムニバス投資法）に基づく優遇措置の適用

(ウ) ITパーク開発・運営企業に対する優遇措置

1. ITパークの立地に応じて4年から6年の所得税免除（ITH）（ITHが適用されない、あるいは適用されなくなったITパーク開発・運営企業は、国税および地方税の代わりに総所得に対す5%の特別税を納めるのみ）
2. PEZAが定めるガイドラインを前提に、初期投資が最低150,000ドルの外国人投資家を対象にした永住資格
3. 外国人の雇用
4. 税関手続の簡略化

フィリピン進出事業例



1. 製造業

「世界の工場」であった中国も急速な成長と人民元高などの影響から「世界の市場」としてその役目が大きく変わりつつあります。

そしてより安価な労働力の確保、カントリーリスクの軽減（内政問題、対日問題を抱える中国のみに依存しない）、

新市場への足がかりを視野に入れ、チャイナプラスワンとしてフィリピンに進出する企業が増えてきております。

製造業進出のメリット

1. PEZA（フィリピン経済区庁）やBOI（投資委員会）などの優遇制度を活用し、大きな税制メリットが得られる。
 - ・パイオニア企業には6年間、非パイオニア企業には4年間の所得税免税期間（最大8年間まで延長可能）
 - ・所得税免税期間終了後、国税および地方税の代わりに、総所得の5%納付とすることが可能
 - ・機械設備、予備部品、消耗品、原材料の輸入時の関税および諸税の免除
 - ・外国人投資家およびその家族に対する永住居住ビザの付与
 - ・総売り上げの30%までのフィリピン国内販売が可能

2. 安価で安定的な労働力を確保できる。

表 賃金比較（基本給・月額／製造業作業員）		（単位：米ドル、%）					
	中国	タイ	フィリピン	ベトナム	インドネシア	マレーシア	インド
2009年	217	231	221	101	151	257	188
2012年	328	345	253	145	229	344	290
増加額	111	114	32	44	78	87	102
増加率	51.2	49.4	14.5	43.6	51.7	33.9	54.3

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査2012年度版」

3. 作業員も英語が話せるので、コミュニケーションギャップが低い。
4. 日本から4時間程度と近い。

デメリット

1. 優遇制度を受けるための手続きが煩雑である。
2. 交通、インターネットインフラなどが未発達
3. 現地資材調達率が他の東南アジア諸国と比べ低い。（裾野産業の隙間が多く、逆にそれら企業の進出チャンスは高い。）
4. 電力コストが日本より高い。

2. IT事業

現政権の強い後押しもあり、現在フィリピンではIT 企業の進出がたいへん活発である。製造業同様、総収益の70%以上が外国顧客からの収益であることを条件に外貨獲得策としてIT 企業にもPEZA（フィリピン経済区庁）やBOI（投資委員会）などの優遇措置を適用している。

IT 企業進出のメリット

1. PEZA（フィリピン経済区庁）やBOI（投資委員会）などの優遇制度を活用し、大きな税制メリットが得られる。

①所得税免除

- ・ 法人所得税が100% 免除
- ・ 拡張したプロジェクト:3 年間の免除
- ・ パイオニア企業:6 年間の免除
- ・ 非パイオニア企業:4 年間の免除

②特別税の適用

- ・ 法人所得税免除後、全ての中央・地方税に代わる特別税として粗利益税5%の優遇特別税率が適用

③その他

- ・ 輸入された設備と部品に対する関税及び租税の免除
- ・ 設備の輸入貨物に対する埠頭税の免除など

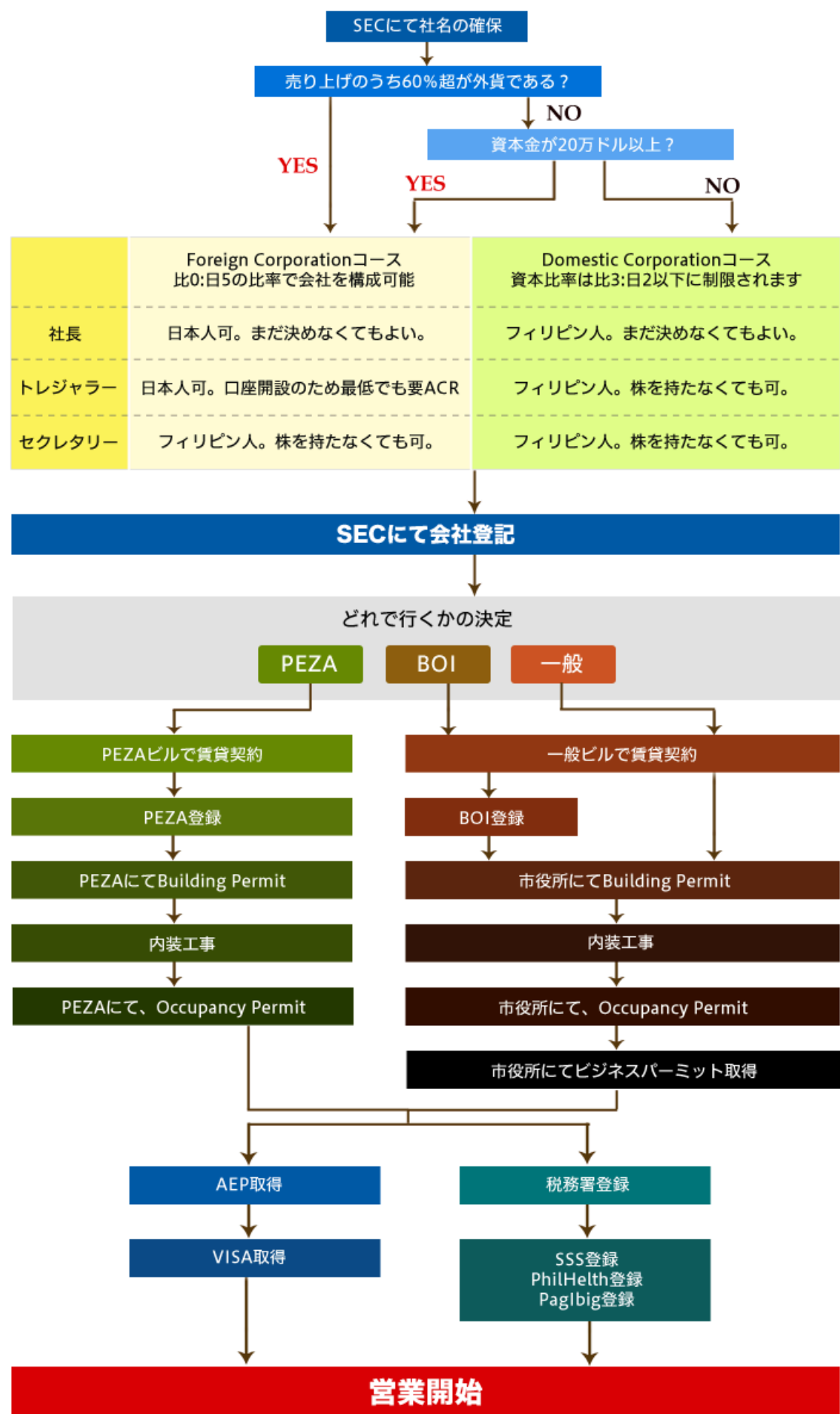


2. プログラマーやSE などの人材が豊富で、且つ日本と比べると劇的に安く雇用できる
3. ネイティブレベルの英語を話せるので、英語の壁を超え、マーケットを拡大できる
4. 日本の子会社として発注をかけ業務にあたるので課税対象額は低く抑えられる。
すなわち優遇措置を使わなくても、そもそも税額が低く抑えられる可能性が高い
5. イニシャルコストが安く、ランニングコストも安いいため、チャレンジしやすい

デメリット

1. 優遇制度を受けるための手続きが煩雑である
2. インターネットインフラが日本と比べ未成熟
3. 日本とフィリピンを繋ぐブリッジ役が鍵になるため、その人材を用意しなければならない

事業開始までのフロー



事業開始までの流れ



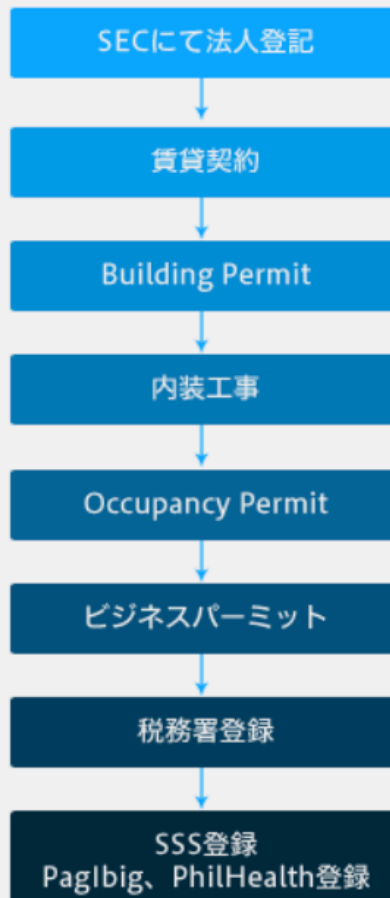
事業開始のパターン

✓ 事業開始までの全体像

レンタルオフィスコース バーチャルオフィスコース



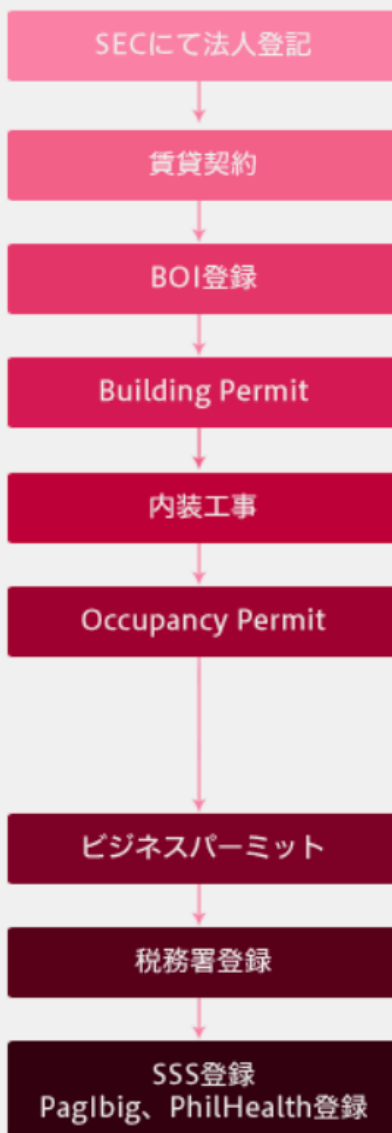
一般オフィスコース



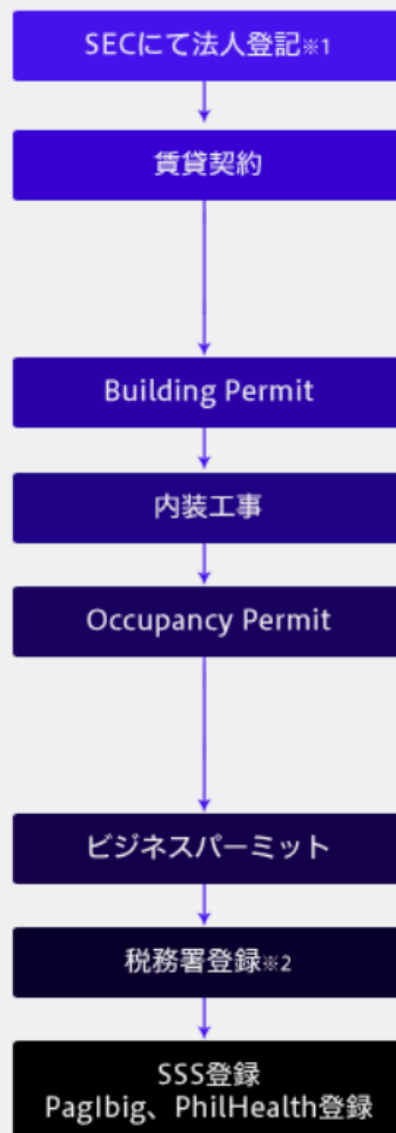
PEZAオフィスコース



BOIオフィスコース



店舗型コース

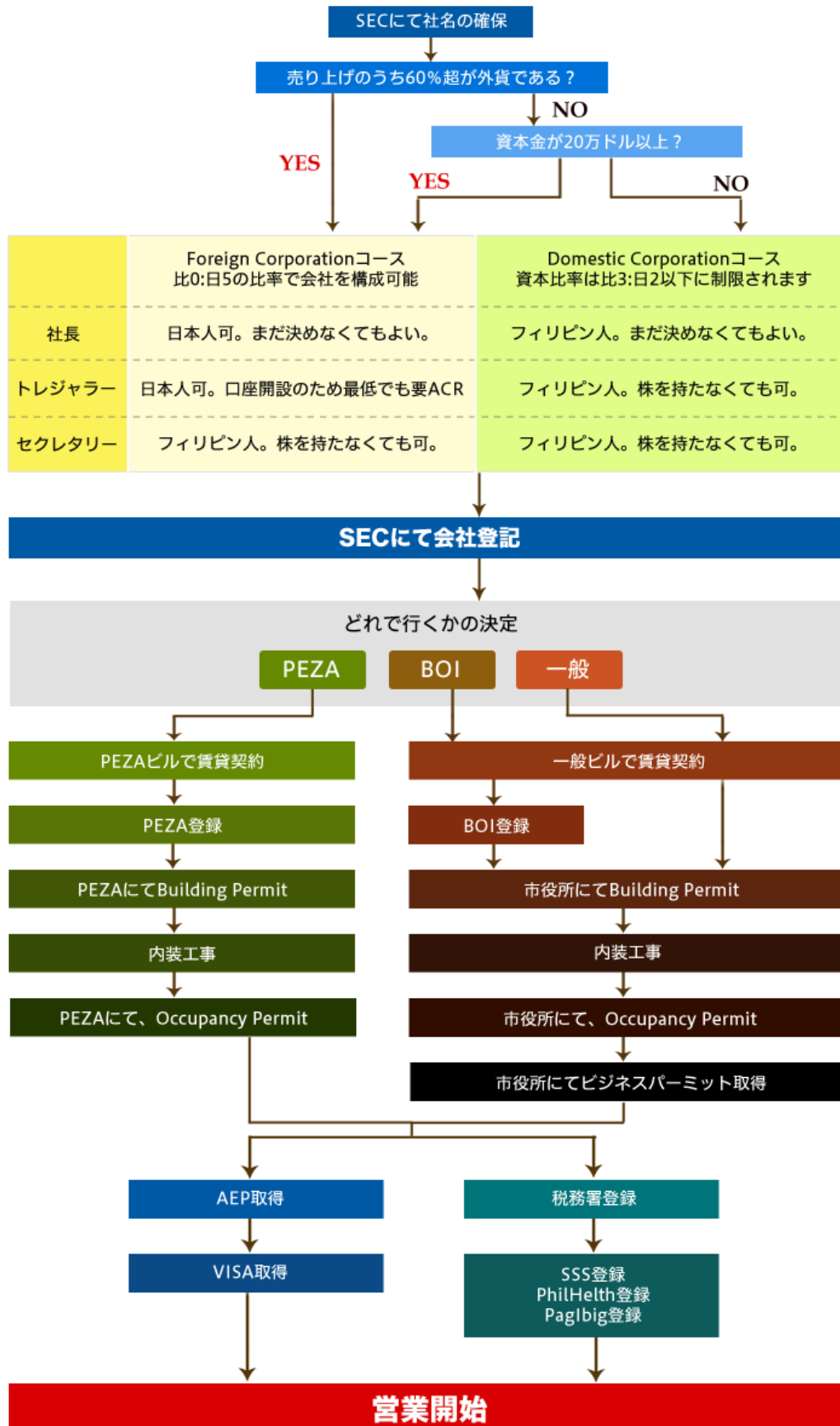


※1 まず本社をバーチャルオフィス住所などで登記

※2 支店として税務署登録。

フィリピンでの事業開始までの流れ

✓ 事業開始までの流れ



✔ フィリピンにて事業を行うために、最低限必要な許認可は以下の通りです。

最低限済ませなければならない手続き

- SEC にて、法人の登記を行うこと
- 市役所にて、ビジネスパーミット（営業許可）を取得すること
- 税務署にて、法人登録をすること
- 日本人が勤務する場合、その日本人は労働局にてAEP（就労許可）を取得すること
- 日本人が勤務する場合、さらに、イミグレーションなどにて、ビザを取得すること
- 従業員を雇用する場合、SSS などの社会保障事務所に登録を行うこと

これらの全てを済ませる必要があり、例外はありません。

さらに、PEZA、CEZA などの登録を行う場合は、これらにさらに必要手続きが加わります。

PEZA 登録する場合に、上記に加えて必要となる手続き

- PEZA にて、仮登録からPermit to Operate の発行まで、手続きを完全に終わらせること

内装工事を行う場合に、上記に加えて必要となる手続き

- 市役所にて、建築許可の取得（PEZA 企業の場合は、PEZA にて取得）
- 市役所にて、竣工検査済証の取得（PEZA 企業の場合は、PEZA にて取得）

業種によって、さらに許認可が必要となります。

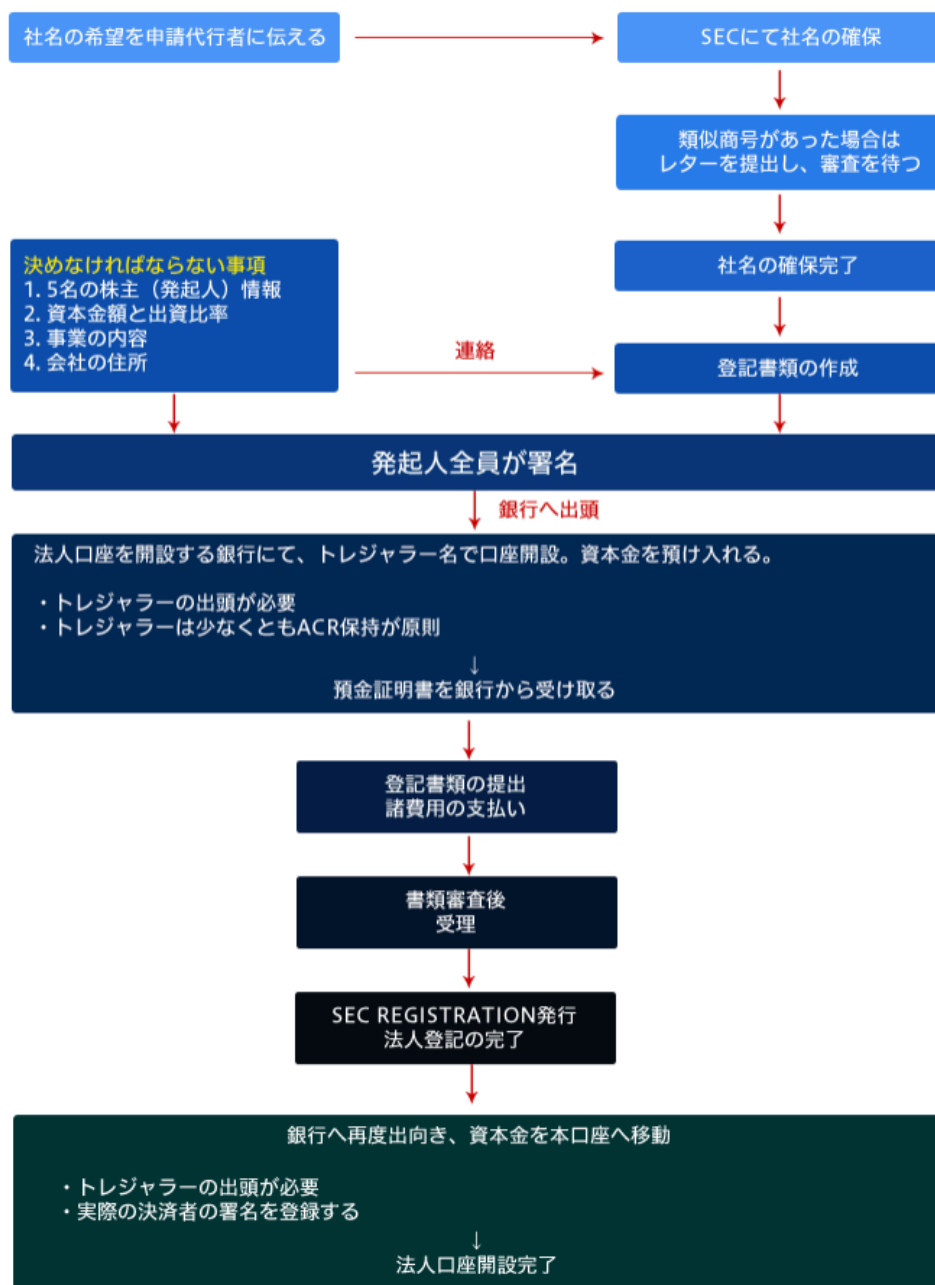
例えば、教育関係であれば教育庁、運送関係であれば陸運局等での手続きが加わり、さらに複雑になります。

法人登記 (SEC)

法人登記のおおまかな流れ

法人の登記はSECで行います。大きな流れとしては、社名の決定→株主・資本金の決定→資本金の預け入れ→書類の提出 となっており、スムーズに行けば、4週間ほどで完了します。これはあくまで登記のみですので、この手続きが完了しても事業を行うことはできません。この段階でトラブルがおきることなく、手続きとしては一番容易な部類に入るため、弁護士・会計士の収入源となっています。

法人登記の大まかな流れ



✔ 社名の確保

社名は、すべての法人名称と重複チェックが行われ、日本と異なり一切の重複が認められません。どんな名称を考えても、「類似しているため不可」という判定が必ず出ますが、アピールレターを提出することで認められます。最近の傾向としては、「〇〇Services」「〇〇Solutions」などのように、社名から業種がなんとなくわかるような社名にするよう指導されます。

なお、フィリピンでは、Incorporated もしくは、Corporation を社名の最後につけることが普通ですが、Incorporation、Corporatedという単語は英語として間違っていますので注意してください。

✔ 発起人・資本金・持ち株比率

次項で詳しく記載します。

✔ 資本金の預け入れ

SECへ提出する書類が完成したら、トレジャラー名義で口座を開設し、銀行から預金証明書を発行してもらいます。

実際には、トレジャラーが申請代行者と一緒に銀行へ行き、手続きを行います。

なお、この口座は、SECの審査が終わった後、新会社の名義の口座を開設すると同時にクローズしますので、数日間しか存在しません。

✔ SECの審査

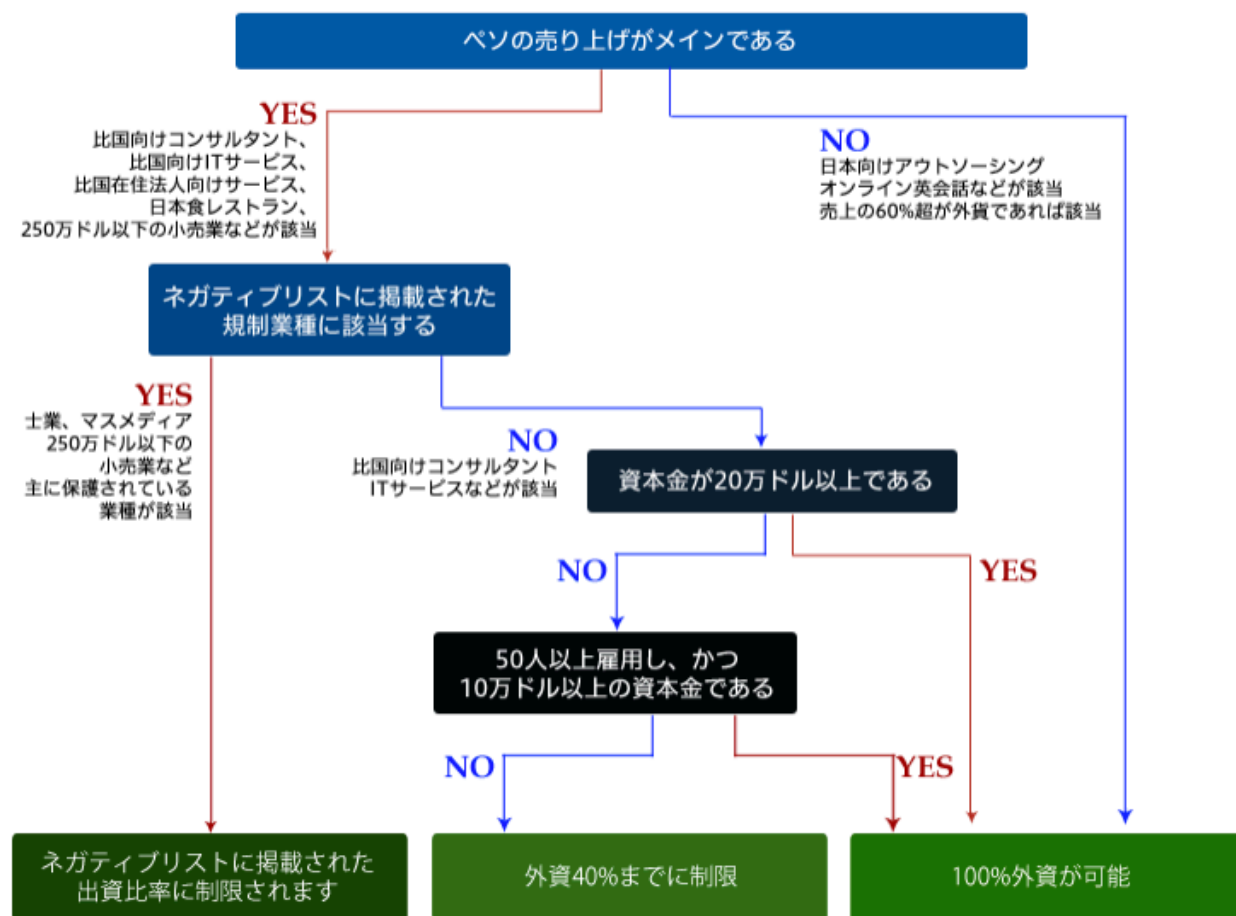
書類をSECへ提出します。SEC側の担当者（弁護士）のチェックが入り、OKであれば受理されます。

受理されれば、2週間程度で必ず登記が完了します。通常、申請代行者が行います。

出資比率・役員選定

株主を決める必ず、5 人の発起人を決めなくてはなりません。法人に株を持たせることももちろんできますが、法人は自然人ではないため、その5 名の数には数えられません。自然人として5 人の発起人が必要となります。

出資比率決定のためのフローチャート



現在、フィリピンに進出する日本企業のほとんどが輸出型企業です。つまり、日本へ輸出、あるいは納品して円・ドルなどの外貨を稼ぐ業種がほとんどです。売り上げのうち、60%以上が外貨となる場合、100%外国資本による法人の設立が認められています。

これらは外国企業とよばれ、すべての役員を日本人で占め、経営の決定権を握ることができます。

資本金の最低額はP5,000 ですが、現実的にはPhp250,000 ~ Php1,000,000 程度で設立することが多いです。

✔ 授権資本・発行済み株式・払い込み株式

授権資本・発行済み株式・払い込み株式の意味は、次のとおりとなっています。

	Authorized Capital 授権資本金	Sub scribed Capital 発行済み株式	Paid-up Capital 払い込み株式
金額	A	$B = A \text{ の } 1/4$	$C = B \text{ の } 1/4 = A \text{ の } 1/16$
備考	ここまでは増資して よい	いわゆる資本金	実際の銀行に預け入れをしなければなら ない金額

✔ 役員の構成

会社の設立時に決めなくてはならない役員は、トレジャラー（財務役）およびセクレタリー（書記役）のみです。

どちらも株を持つ必要はなく、外部の人間でもかまいません。しかし多くの場合、会社を設立する時点で現地に人脈がないため、

トレジャラーおよびセクレタリーに1株ずつもってもらって、5人の発起人のうちの2名を兼ねるといことが多いです。

（発起人のうち、過半数はフィリピン在住である必要があるため）

セクレタリー（書記役）は、会社法で「フィリピン人であり、フィリピン在住であること」と決められていますが、「外資の法人であれば、外国人であっても可。ただしフィリピン在住であること」というSECの担当者もいます。

（実際に、日本人がセクレタリーになった例もあります）

トレジャラー（財務役）は、フィリピン在住である必要がありますが、フィリピン人でなくても構いません。

結局、どういう組み合わせがあり得るのか、はたいへんわかりにくいので、4つのパターンで示したのが次の表です。

これらは、BPO系企業を設立する際の、よくあるパターンとなっています。

外資100%法人設立時の出資者の構成例			
			持ち株
パターン 1	発起人1	日本在住の日本人	96
	発起人2	日本在住の日本人	1
	発起人3	フィリピン在住の日本人	1
	発起人4 書記	フィリピン在住のフィリピン人	1
	発起人5 財務	フィリピン在住の日本人	1
合計			100

外資100%法人設立時の出資者の構成例			
			持ち株
パターン 2	発起人1	日本在住の日本人	96
	発起人2	日本在住の日本人	1
	発起人3	フィリピン在住の日本人	1
	発起人4	フィリピン在住の日本人	1
	発起人5	フィリピン在住の日本人	1
	- 書記	フィリピン在住のフィリピン人	0
	- 財務	フィリピン在住の日本人	0
合計			100

外資100%法人設立時の出資者の構成例

			持ち株
パターン 3	発起人1	日本在住の日本人	1
	発起人2	日本在住の日本人	1
	発起人3	フィリピン在住の日本人	1
	発起人4	フィリピン在住の日本人	1
	発起人5	フィリピン在住の日本人	1
	株主	日本の法人	95
	- 書記	フィリピン在住のフィリピン人	0
	- 財務	フィリピン在住の日本人	0
合計			100

外資100%法人設立時の出資者の構成例

			持ち株
パターン 4	発起人1	日本在住の日本人	1
	発起人2	日本在住の日本人	1
	発起人3	フィリピン在住の日本人	1
	発起人4 書記	フィリピン在住のフィリピン人	1
	発起人5 財務	フィリピン在住の日本人	1
	株主	日本の法人	95
合計			100

✓ 在住の定義とは

フィリピンには住民票というシステムがないため、在住か否かという明確な定義はありません。登記において、滞在のビザなどの提示を求められることはありません。

ただ、在住者であれば、CTC 番号（Community Tax Certificate）の記載を求められますので、しいて言えば、CTC 番号を保持していることが在住か否かのよりどころといえるのかもしれませんが。

なお、CTC 番号はその住所地の市役所で簡単にとることができます。必要な公的書類はパスポートのコピーのみで、代理のものが手続きをして取得することができます。

法人登記（SEC）



法人登記における注意事項

✓ 法人登記における注意事項

Q 「BPO 系の法人を作りたいのだが、現地の弁護士に、20 万ドル以上の資本金が必要」と言われた

A 現地では「輸出60%であれば、資本金の額にかかわらず100%外資が可能」という規則を、知らない弁護士、会計士事務所が残念ながら多いです。それは間違いですので、きちんと指摘をしてください。

Q 「トレジャラーが小切手の決裁者となるので、日本人は小切手を切れない」と言われた

A 法人を登記するときのトレジャラー名義の口座と、実際に実務で使う口座は全く別物です。法人口座を開くときに、銀行に登録した署名が正式な署名となりますので、フィリピン人かどうか、役員かどうか、株を所有しているかどうかには全く関係がありません。

Q 「セクレタリーは弁護士の資格者でなければならない」と言われた

A セクレタリー（書記）は、フィリピン人であり、フィリピン在住であることが条件で、弁護士である必要はありません。（外資100%の法人の場合は、外国人であっても書記になれる、というSEC 担当官もいます）しかしながら、書記は、重要な書類に署名をすることが多いため、契約書などの内容を理解できる人であることが望ましいので、弁護士がその役をやる人が多いです。

Q 「セクレタリーである弁護士が、いつも外国にいるため、なかなかつかまらない」

A セクレタリー（書記）の署名がなければ進まない手続きは大変多いため、すぐに署名が取れる人を書記に任命した方が良いです。

Q 「資本金は海外送金によって預け入れなければならないか？」

A 現実的にはそれほど厳しくなく、多くの銀行では、持ち込んだペソで口座を開設できます。

Q 「オフィスを契約しなければSEC の書類に住所を書けません。オフィスはSEC が無いと契約できません。」

A オフィスの契約では、通常、SEC 登録書類の提出を求められます。法人が無い状態での契約は出来ないのが普通です。一方、SEC の登記書類には、「住所」を書かなくてはなりません。ここで、卵が先か鶏が先か、になってしまいます。SEC の登記は、受理されればほとんど遅延なく終るため、オフィス側にはSEC に提出した書類と同じものを提出し、賃貸契約を進めさせてもらい、登記が完了した時点で、登録証を提出するという方法をとります。

オフィスの設置



物件探し・契約まで

オフィスビル探しオフィスビル探しは、不動産屋に希望条件を伝え、リストを送ってもらいます。

- マカティ、オルティーガス、ボニファッショ、アラバンなど、どの地区を希望か。
- 必要な部屋の大きさ
- PEZA 指定ビルか、一般のビルかどうか。

．．．．．というような点を伝えます。

✔️ すぐに下見をして、すぐに契約を進める

首都圏の良好なオフィスは回転が速いため、リストを受領したら、すぐに下見をして、決める必要があります。

つまり、下見が出来る状態で無い場合は、リストをもらってもあまり意味がありません。

フィリピンに来ることのできるスケジュールにそって、その直前に物件リストを送ってもらいます。

✔️ 賃貸契約で出てくる用語の意味

用語	例	意味
Lessor	ABC Corp.	貸主
Lessee	DEF Inc.	借主
Floor Area	125.55 SQM	面積
Rent	Php 830.00 per SQM VAT exclusive	平米当たりの賃料
Lease Period	Three(3)Years March 1. 2012 - Feb 28. 2012	契約期間
Free fit - out period	Three(3)Months	内装工事のための無料期間
Common Area Dues	Php 135.00 per SQM VAT exclusive	共用部の費用
Air-conditioning	Php 90.00 per SQM VAT exclusive	ビルエアコン費用
Advance Rent	Three(3)Months	前払い家賃
Security Deposits	Three(3)Months	保証金
TAX	12% VAT. Less 5% with holding	税金の扱い
Construction Bond	1 month rent or Php75.000 whichever higher	内装工事を行う場合の供託金

物件探し・契約まで

交渉に入っているにもかかわらず、契約成立に必要なデポジットを支払うまでは、他の借り手に取られる、あるいは断られる可能性が十分にあります。

例えば、こちらは値引き交渉に入っている、一応、物件を確保できている状態だと思っても、ビル側は別の相手と契約を進めていて、ある日突然、「他に貸すことになった」と言われたりします。

また、貸し手側が借り手側を選別する傾向があります。

フィリピン側に秘書などの連絡係がない、基本的な用語の意味を質問する、など、貸し手側が取引に少しでも不安に感じると、契約が流れることがあります。

不動産専門業者もしくは、現地での仲介の経験が豊富な人に頼んだ方が良いです。



✓ 長く借りれば借りるほど家賃が高くなる

長く借りれば借りるほど、家賃が値上がります。

オフィスなどの商業物件の場合、1年契約、3年契約、5年契約などがあり、家賃上昇率は複数年契約で5%~8%、1年契約だと10%が基本です。

1年契約の場合、家賃上昇率を明記しないことが多いですが、その場合は10%が標準です。

物価上昇率を考えれば5%というのも分からなくはないですが、心情的には、延滞もなくきちんと家賃を払い、トラブルもない優良テナントには、使えば使うほど安くしてほしいものです。

✓ 残業時のエアコンの電気代がランニングコストに影響する

ビルにセントラルエアコンの設備がある場合、そのエアコンは通常、夕方の5時で停止します。残業をする人のために、このビルエアコンを稼働させると、1時間あたり1,500ペソ程度の費用がかかるのが普通で、ランニングコストに大きく影響します。多くの残業が予想される場合は、かならず、自前のエアコンを設置できるビルを探すか、ビルエアコンを安く稼働してもらえるビルを探さなくてはなりません。

✓ 保証金が家賃の2ヶ月~3ヶ月であり、日本より安い。

セキュリティーデポジット（保証金）は通常、2ヶ月~3ヶ月であり、10ヶ月分くらい預けなければならない日本とは、大きく異なります。

ですので、物件を借りるのは比較的簡単です。

ところが、オーナーが翌年、「契約を更新しない」といえば、もう借りることは出来ません。

内装工事に1千万円を費やしていても、翌年、更新してくれなければ、その場所は捨てるしかありません。

仮に、「フロア全体を借りたい」というテナントがいたりすると、40%増しというような法外な率を提示して、

追い出しにかかることもあります。

やや費用をかけて内装工事を行った場合は、複数年契約をしたほうがよいです。

また、複数年契約を途中で破棄し、撤退した場合、保証金は全額没収されます。



✔ どれくらいのオーナーが保証金を返してくるか。

不動産業者の話では

- 全額返してくれる人が5割
- 若干、修繕費を引いて返還する人が2割
- かなりの額を引く人が2割
- 全く返金しない人が1割

✔ 前家賃

前家賃は3ヶ月程度です。この前家賃を「いつの家賃に充当するか」というのは、契約によって様々となっており、要確認です。最初の2ヶ月に充当、最終年度の最後に充当など、いろいろなパターンがあります。最初の頃は資金繰りが苦しいため、重要です。

✔ 工事のための無料期間

新築物件などでは、工事をするのに1～2ヶ月間程度、家賃を免除してくれることがあります。しかしながら、この期間で工事を完了できることは希で、さらに1ヶ月から2ヶ月程度の期間が必要となるコトがほとんどです。

✔ 工事供託金

工事の保証金と称して、着工時に工事金額の10%程度を、ビルが徴収します。問題なく竣工すれば、全額返却されます。返却を受けるのも一苦労で、図面一式に加え、いろいろな書類の提出をしなければなりません。日本と異なり、問題工事が多いため、貸す側が厳しいチェックをする仕組みになっています。

内装工事

内装工事にも建築許可が必要日本では、内装工事に建築確認申請は不要ですが、フィリピンでは基本的に内装工事であってもBuilding Permit（建築許可申請）が必要です。

Building Permit の提出先は、PEZA 企業であれば、PEZA、そうでない場合は市役所となります。

Building Permit の提出には大変手間がかかり、また審査期間も長いため、事業の開始に大きく影響します。

通常は、工事業者が全ての申請を代行しますが、PEZA 申請には慣れていない業者が多く、数ヶ月かかってしまうこともあります。

内装工事の費用の相場

マカティエリアで内装工事をする場合、ざっとP10,000/ 平米の工事費がかかります。

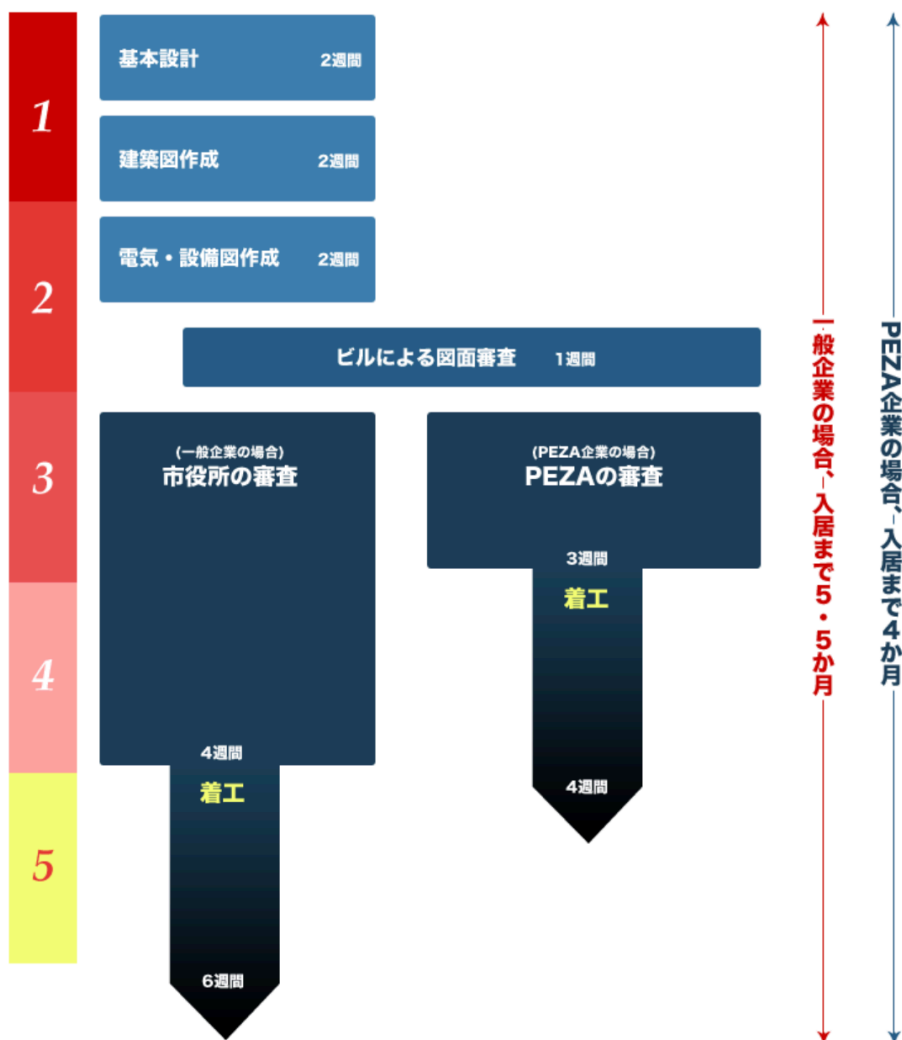
150 平米であれば、P1,500,000 程度となります。

工事の品質は、低いです。図面なども、ごく一般的な図面しか作成せずに工事を行います。

内装工事の一般的なスケジュール

これは、150 平米程度のオフィスの内装工事を行う場合の、一般的なスケジュールです。設計をスタートしてから、スムーズに行ったとしても、入居できるまでに、・PEZA 企業の場合で少なくとも4 ヶ月 ・一般企業では5.5 ヶ月 もの時間がかかるのが一般的です。建築許可が出る前に無断で工事をしてしまうという手もありますが、当局に発見された場合はペナルティを要求されます。

オフィス内装工事の工程表（例）



オフィスの設置



工事に必要な許可

✔ もっとも手間がかかる許認可

工事関連の許認可は、煩雑なフィリピン許認可の中でも特に煩雑です。その理由は

- 日本では1人の建築士が、建築・電気・設備の全てを申請できるが、フィリピンでは、すべて別々に分かれている。
- 全ての書類・図面に直筆の署名と、シールと呼ばれる押印が必要である。
- 要求書類が多い。
- 役所の審査に時間がかかる（金銭を提供するまで数週間放置する）
．．．．．などです。

申請は、施工者が全ての申請を行います。

施工者がいい加減な会社だと、書類を揃えることができず、さらに時間がかかります。

工事に必要な許認可

着工時

1. バランガイにてクリアランスの取得
2. 地域を管轄する協会などのクリアランスが必要な場合、その取得
3. ビルの管理者のクリアランスを取得
4. 市役所にてBuilding Permitを取得
PEZA企業の場合は、PEZAにてBuilding Permitを取得

竣工時

1. 市役所にてOccupancy Permitを取得
PEZA企業の場合は、PEZAにてOccupancy Permitを取得

Building Permitの概要

呼称	内容	一般企業	PEZA企業
Civil / Architectural Permit	建築工事	●	●
Electrical Permit	電気工事	●	●
Mechanical Permit	空調工事	●	●
Sanitary / Plumbing	衛生工事	●	●
Electronics Permit	弱電工事	●	●

いずれも、該当する工事を全く行わない場合は申請不要

✔ Occupancy Permit（使用許可）

工事完了後は、竣工図を作成し、再度、市役所の建築局に提出します。

現地の検査を経た後、Occupancy Permit が発行されます。

テナントのOccupancy Permit が無くても営業許可は取れますが、立ち入り検査などでOccupancy Permit を取得していないことが発覚すると罰金の対象となります。翌年の営業許可の更新にも影響します。

✔ PEZA のOccupancy Permit は最高難易度

市役所の建築局は、実際には図面をほとんど審査をせず、金銭の提供だけに興味があると言われています。

そのため、金銭を渡すことで、割とすんなりと通ることがあります。

対してPEZA のOccupancy Permit は、必要書類が大変多く、かつ煩雑で、金銭を受けとらないことから、取得は容易ではありません。

PEZA のOccupancy Permit の経験が無い施工者の場合、最悪の場合、取得出来ないこともあります。

オフィス設置における注意事項

✔ 契約から工事まで、苦労の連続

フィリピンに進出してみて、多くの会社が驚くことが、まず、ビルの契約がなかなかできないことです。

口頭で、OK が出てから、1 ヶ月も2 ヶ月も契約書が送られて来ず、挙げ句の果てに他社に取られるという事が頻繁に起きます。

次に、内装工事を行う場合の許認可は、手間と時間が大変にかかるうえ、それほど安くもなく、工事の品質は大変に低いです。

なるべく、床・壁・天井が揃っている場所を探し、工事が必要な場合は、なるべく最小限にした方が良いでしょう。

サービス・費用について

サービス費用一覧

✓ SEC登記

項目	当社費用	法定費用	備考
法人名称の確保	P3,000		
SEC登記申請	P48,000	Authorized Capital × 0.2%	原則テンプレート利用 約款の改変があるときは追加
印紙税支払	p2,000	Paid up Capital × 0.5%	

✓ PEZA登録

項目	当社費用	法定費用	備考
申請～Certificate	P40,000		
non-VAT certificate	P3,000	Authorized Capital × 0.2%	
PEZA Occupancy Permit	p75,000	Paid up Capital × 0.5%	通常は施工業者が行います

✓ ビジネスパーミット

項目	当社費用	法定費用	備考
一式	P24,000		

✔ 内装工事関係

項目	当社費用	法定費用	備考
現地実測・図面おこし	P18,000		
設計・施工業者決定までのサポート	P18,000	Authorized Capital × 0.2%	
Occupancy Permit	p50,000	Paid up Capital × 0.5%	通常は施工業者が行います

✔ 税務署登録

項目	当社費用	法定費用	備考
一式	P16,000		

✔ 社会保障事務所登録

項目	当社費用	法定費用	備考
SSS登録	P18,000		
PhilHealth登録	P12,000		
Paglbig登録	P12,000		

ビザ取得

項目	当社費用	法定費用	備考
観光ビザ（9A）延長	P3,500/回	申請実費3,000程度	
SWP取得	P16,000	申請実費5,000程度	
SWP更新	P12,000	申請実費5,000程度	
AEP取得	P8,000	申請実費8,000～	
AEP更新	P8,000	申請実費8,000～	
9G取得	P40,000	申請実費12,000程度	配偶者も同額
9G更新	P30,000	申請実費12,000程度	配偶者も同額
9D取得	P40,000		配偶者も同額
9D更新	P30,000		配偶者も同額
47a2(PEZEビザ)取得	P24,000	申請実費6,000程度	配偶者も同額
47a2(PEZEビザ)更新	P16,000	申請実費6,000程度	配偶者も同額
ダウングレード	P36,000	申請実費5,000程度	

その他

項目	当社費用	法定費用	備考
賃貸契約仲介	P15,000		1件につき
ショッピングモール出店申請	P15,000		1件につき
弁護士事務所打合せ同行	P3,000/時間		
就業規則作成	P24,000～		
雇用契約書作成	P2,000～		

ビザ取得

項目	当社費用	法定費用	備考
観光ビザ（9A）延長	P3,500/回	申請実費3,000程度	
SWP取得	P16,000	申請実費5,000程度	
SWP更新	P12,000	申請実費5,000程度	
AEP取得	P8,000	申請実費8,000～	
AEP更新	P8,000	申請実費8,000～	
9G取得	P40,000	申請実費12,000程度	配偶者も同額
9G更新	P30,000	申請実費12,000程度	配偶者も同額
9D取得	P40,000		配偶者も同額
9D更新	P30,000		配偶者も同額
47a2(PEZEビザ)取得	P24,000	申請実費6,000程度	配偶者も同額
47a2(PEZEビザ)更新	P16,000	申請実費6,000程度	配偶者も同額
ダウングレード	P36,000	申請実費5,000程度	

その他

項目	当社費用	法定費用	備考
賃貸契約仲介	P15,000		1件につき
ショッピングモール出店申請	P15,000		1件につき
弁護士事務所打合せ同行	P3,000/時間		
就業規則作成	P24,000～		
雇用契約書作成	P2,000～		

お問い合わせ



フィリピン事業進出支援に関するお問い合わせ、ご相談は下記宛先までご連絡いただけますようお願いいたします。

customersupport@7seasproperties.com

7CZ Angel Corporation